

入札説明書 別添 1

富田林市下水道管渠長寿命化 PFI 事業に関する
業務要求水準書

平成 30 年 12 月 10 日

富田林市

目次

1 総則	1
1.1 本書の位置付け	1
1.2 事業実施の基本	1
1.3 遵守すべき法令等	1
1.4 国庫交付金制度への対応	2
1.5 官公署等の関係機関に対する手続き等	2
1.6 事業者及び構成員の権利義務等に関する制限及	2
1.7 S P Cの資本金の確保	3
1.8 用語の定義	3
1.9 秘密の保持	3
1.10 身分証明証の発行	3
2 本事業の基本的な取組方針	4
2.1 業務の実施方針	4
2.1.1 業務全体に関する事項	4
2.1.2 環境負荷軽減に関する事項	4
2.1.3 住民サービスに関する事項	4
2.1.4 市との連携に関する事項	4
2.2 業務に係るコスト	4
2.2.1 義務事業に係るコストの考え方	4
2.2.2 付帯事業に係るコストの考え方	5
2.3 地域への貢献	5
2.4 住民への広報	5
2.4.1 広報計画	5
2.5 共通仕様書	6
2.5.1 下水道工事共通仕様書	6
3 事業計画	7
3.1 事業計画	7
3.1.1 事業計画の概要	7
3.1.2 事業促進に関する措置	7
3.1.3 リスク分担の方針	7
3.2 S P Cの資本金及び資金の確保	7
4 義務事業に関する事項	9
4.1 義務事業の実施体制等	9
4.1.1 義務事業の実施体制	9
4.1.2 問い合わせ窓口	9
4.1.3 管理・運営の方法	9

4.1.4	年度別実施計画	9
4.1.5	事業対象地区	9
4.2	污水管更生工事	9
4.2.1	污水管更生工事の規格	9
4.2.2	報告書等	10
4.2.3	管更生工事の対象延長	10
4.3	ます及び取付け管調査・改修工事	10
4.3.1	ます及び取付け管調査	10
4.3.2	報告書等	10
4.3.3	ます及び取付け管の改修工事	11
4.3.4	ます及び取付け管調査対象箇所	11
4.4	マンホール調査並びに蓋取替工事	11
4.4.1	マンホール調査	11
4.4.2	報告書等	11
4.4.3	マンホール蓋取替改修工事	11
4.4.4	マンホール蓋取替の対象箇所	11
4.5	排水設備誤接続調査	12
4.5.1	排水設備誤接続調査	12
4.5.2	調査方法	12
4.5.3	報告書等	12
4.5.4	排水設備誤接続調査の対象箇所	12
4.6	工事等の品質確保	12
4.6.1	事業者の行う自主検査	12
4.6.2	市の行う完了検査	13
4.7	管渠、ます及び取付け管の管理権	13
4.8	構築物の所有権	13
4.8.1	所有権移転の時期	13
4.8.2	構築物設置完了報告	13
4.8.3	引渡し	13
5	付帯事業に関する事項	14
5.1	付帯事業の位置付け	14
5.2	付帯事業の実施体制等	14
5.2.1	付帯事業の実施体制	14
5.2.2	問い合わせ窓口	14
5.2.3	事業対象	14
5.2.4	排水設備誤接続解消に関する手順	14
5.2.5	不明水対策の効果測定	14
5.3	住民対応	14

6 業務実施状況の監視に関する事項.....	16
6.1 監視の方法.....	16
6.2 監視結果の評価.....	16
7 その他の事項.....	17
7.1 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置.....	17
7.2 事業の継続が困難となった場合における措置.....	17
7.2.1 市の契約解除権.....	17
7.2.2 事業者の解除権.....	17
7.2.3 当事者の責めに帰すことのできない事由.....	18
7.3 支払手続き.....	18
7.3.1 義務事業に係る対価の支払.....	18
【別紙1】市と事業者（SPC）のリスク分担.....	19
【別紙2】事業区域図.....	23
【別紙3】サービス購入料の考え方.....	25
【別紙4】ます取付け管調査報告書式.....	31
【別紙5】マンホール調査報告書式.....	32
【別紙6】排水設備誤接続調査報告書式.....	34

1 総 則

1.1 本書の位置付け

本書は、富田林市（以下「市」という。）が富田林市下水道管渠長寿命化 PFI 事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）に要求する業務水準を定めるもので、入札説明書と一体のものである。

1.2 事業実施の基本

本事業の実施に当たって事業者は、本事業が管更生（工事）と宅地内誤接続解消（工事）を、技術や資金調達等に関する民間ノウハウを活かして効果的且つ迅速に実施するものであることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

1.3 遵守すべき法令等

事業者は、本事業の実施に当たって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）その他の関係法令、条例、規則、基準等を遵守しなければならない。以下に主な法令等を示す。

- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- ・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
- ・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- ・ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・ 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
- ・ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- ・ 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
- ・ 中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）

- ・ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・ 酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年労働省令第 42 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）
- ・ 行商人の押売防止に関する条例（昭和 31 年大阪府条例第 47 号）
- ・ 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・ その他関連する法令等
- ◇ 上記法律に関連する政令、規則、通知及び通達及び関連条例等
- ・ 富田林市下水道条例（昭和 56 年条例第 22 号）
- ・ 富田林市下水道条例施行規程（平成 28 年上下水道管理規定第 29 号）
- ・ 富田林市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 8 号）
- ・ 富田林市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 30 号）
- ・ 富田林市財務規則（昭和 36 年規則第 16 号）

1.4 国庫交付金制度への対応

本事業は、国土交通省社会資本整備総合交付金制度の防災・安全交付金（各年度分）を活用して実施するものである。

事業者は、本事業において上記の交付金制度を円滑に活用できるよう、国土交通省等の発する種々の情報に留意するなど、交付金制度に係る情報収集や理解度の向上に努めるものとする。

なお、本事業に関する上記の交付金制度に変更があった場合は、必要に応じて市と事業者が互いに協力し、本事業の継続に努めるものとする。

1.5 官公署等の関係機関に対する手続き等

本事業による調査、工事等業務が、PFI 手法による民間事業として実施することから、業務の実施に当たって必要となる官公署等の関係機関への申請手続き等については、事業者の責任により行わなければならない。

また、市が行うべき手続き等について、事業者は当該手続きに必要な書類、資料等の作成について市に全面的に協力しなければならない。

1.6 事業者及び構成員の権利義務等に関する制限及

本事業を実施する事業者は、本事業の実施を事業目的として設立される特別目的会社（以下「SPC」という。）とし、それに出資する者（以下「構成員」という。）は本事業が終了するまでその株式を保有し、市の事前の承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行ってはならない。また市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供

その他の方法により処分してはならない。

1.7 S P Cの資本金の確保

本事業の落札者は、S P Cの資本金についてS P Cを適正に管理運営するために必要かつ十分な額を確保しなければならない。

1.8 用語の定義

本書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。なお、その他の用語については、市と事業者が協議により定めるものとする。

- ・「指示」とは、市の発議により、市が事業者に対し、市の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- ・「承諾」とは、事業者の発議により事業者が市に報告し、市が了解することをいう。
- ・「協議」とは、市と事業者が対等の立場で、合議することをいう。
- ・「提出」とは、市が事業者に対し、または事業者が市に対し業務に係わる書面又はその他の資料等（電磁的記録等を含む）を説明し、差し出すことをいう。
- ・「報告」とは、事業者が市に対し、業務の状況または結果について書面等（電磁的記録等を含む）により説明し、知らせることをいう。
- ・「連絡」とは、市と事業者の間で、業務に関し伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により相手に知らせることをいう。

1.9 秘密の保持

事業者は、事業遂行上知り得た秘密や個人情報の取扱について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び富田林市個人情報保護条例（平成13年条例第8号）を遵守しなければならない。

1.10 身分証明証の発行

事業者は、本事業に従事する作業員に関して、市に下水道法第32条第1項等の規定による身分証明書の発行を請求することができるものとし、市は審査の上これを発行するものとする。身分証明証が発行された事業者の作業員は、業務中これを携帯し、その提示を求められた時は、遅滞なく提示し身分を示さなければならない。

2 本事業の基本的な取組方針

2.1 業務の実施方針

2.1.1 業務全体に関する事項

事業者は、本事業が民間ノウハウと民間資金を活用することで、市の財政負担の軽減や負担の平準化を図りながら、老朽化対策と浸入水対策を効果的に且つ迅速に実施するものであることを理解し、常に品質向上と安全確保に努めるとともに、業務の効率性及び透明性を確保しつつ、本事業に対する住民の信頼度の向上に努めなければならない。

また事業者は、経営の安定を図るため、適切な経営管理に努めなければならない。

2.1.2 環境負荷軽減に関する事項

事業者は、汚水管渠への浸入水が下水道処理費用の増加にとどまらず、台風等の豪雨時には処理しきれない汚水が公共水域に未処理のまま放流されることを理解し、各排水設備設置義務者への説明においては、その理解を得るように努めなければならない。

事業者は、調査、工事において、周辺・近隣に対する騒音、振動、粉じん等の影響を抑制するとともに、発生する廃棄物や残土の処理を適切に行わなければならない。

2.1.3 住民サービスに関する事項

事業者は、住民に対して良質なサービスを提供するため、相談窓口の設置や緊急対応のための体制を構築するなど、種々の工夫を行うものとする。なお、住民からの苦情、要望等については件数やその内容の管理を行い、その結果を市に報告しなければならない。

また、事業者は、付帯事業に係る住民費用の低減策を講じることにより、誤接続解消の一層の促進に努めなければならない。

2.1.4 市との連携に関する事項

事業者は、本事業の目的の達成と円滑な実施のため、定期的に市と協議を行うものとする。また、市との連携を密にするため、平常時及び非常時における連絡体制を構築しなければならない。

2.2 業務に係るコスト

2.2.1 義務事業に係るコストの考え方

義務事業に係るコストについて表1のとおりとする。

表 1 義務事業に係るコストの構成

項目	単位	数量	適用
汚水管更生工事	m	3,170	<ul style="list-style-type: none"> ・スパン数 126 スパン ・φ 250mm～φ 500mm は土被り 3.0m～4.0m で想定 ・φ 600mm は土被り 5.0m で想定 ・取付管は 0.2 箇所/m
ます・取付け管調査	箇所	3,470	
ます・取付け管改修工事	箇所	未確定	
マンホール蓋取替工事	箇所	856	
マンホール目視調査	箇所	1,108	更生工事に含む
排水設備誤接続調査	箇所	3,500	※

※調査を辞退されるケースを考慮し、全数 4,957 箇所の 7 割程度を計上。

2.2.2 付帯事業に係るコストの考え方

付帯事業のコストは、住民等排水設備設置義務者に負担を求めることから、排水設備の誤接続解消に係るコストは、本事業の目的である浸入水対策に大きな影響を与えるものであることから、付帯事業のコストについては、事業者のサービス等に特段の配慮を求めるものである。

表 2 付帯事業に係るコストの構成

項目	単位	数量	適用
誤接続解消工事	箇所	未確定	独立採算

2.3 地域への貢献

事業者は、本事業の実施に当たり地元企業や地域人材の活用、地域行事への参画など、地域への貢献に努めなければならない。

2.4 住民への広報

事業者は、本事業を効率的に推進するため、広報資材を活用し、住民に対する周知・PRを行うものとする。なお、行商人の押売防止に関する条例（昭和 31 年 12 月 24 日大阪府条例第 47 号）に該当する等の迷惑行為とならないよう、十分に配慮するものとする。

2.4.1 広報計画

事業者は、事業の着手に先立って住民向けの広報計画を作成しなければならない

い。広報計画には、少なくとも以下の内容を含むものとする。

本事業（管更生、ます取付け管調査、蓋替え等）の趣旨と概要
本事業における市及び住民の関係と各々の役割
水みらいセンター等における浸入水の現状
誤接続調査の方法や留意事項
誤接続解消工事の方法や手続き事項

2.5 共通仕様書

2.5.1 下水道工事共通仕様書

事業者は、本書を含む入札説明書その他、市が発行する「下水道工事共通仕様書」に基づき、事業を実施するものとする。

<https://www.city.tondabayashi.lg.jp/uploaded/attachment/53203.pdf>

3 事業計画

3.1 事業計画

事業者は、本事業の実施に当たって、事業着手までに事業計画を作成し、市の承諾を得なければならない。

3.1.1 事業計画の概要

事業者は、事業計画において、事業実施計画、事業収支計画及び資金調達計画を示さなければならない。また付帯事業に係る誤接続解消工事について想定する工事内容における価格表を添付するものとする。

3.1.2 事業促進に関する措置

事業者は、本事業を効率的に推進するため、住民負担の軽減と安定的な財務運営に努めるとともに、事業促進のための計画的措置を講じなければならない。

3.1.3 リスク分担の方針

本事業における義務事業及び付帯事業に係る責任は、原則として事業者が負うものとする。市と事業者の主なリスク分担を以下に示すが、その他については、別紙1-1「市と事業者（SPC）のリスク分担」によるものとする。

事業者が負う主なリスク

- ① 住民に対する事業の推進に係る広報等に係る責任
- ② 事業者が行った調査及び設計の不備又は誤り等から生じる責任及びこれらに起因する修繕、追加費用等及び工事工程の遅延等に係る責任
- ③ 工事の実施に伴う各種トラブル（事務手続、工事計画、工事費算定、近隣騒音等を含む）の処理に係る責任
- ④ 工事中における自然災害等に起因する管渠その他の設備損壊に係る責任（事業者は、建設工事保険等、当該リスクを担保するための保険へ加入するものとする。）

市が負う主なリスク

- ① 本事業に適用する交付金制度の変更等に伴って事業スキームに重要な変更を要し、これに起因して事業の遅延等が生じた場合の責任

事業者の負担するリスクに対する追加的措置

- ① 事業者は、第三者賠償責任保険に加入するものとする。この保険は、工事及び調査等に伴い第三者に損害を及ぼした場合及び事業者が善良なる管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害を負担するためのものである。

3.2 SPCの資本金及び資金の確保

事業者は、SPCを適正に管理運営するために必要な資本金及び資金を確保し、その維持に努めなければならない。

事業者は、運営資金に不足が生じた場合の対応を予め定めるとともに、関係者と必要な協定、契約等を結ばなければならない。

4 義務事業に関する事項

4.1 義務事業の実施体制等

4.1.1 義務事業の実施体制

事業者は、義務事業の実施に当たって、必要な資格者を適切に配置するとともに、事故・災害等の緊急時に迅速な対応を図るため、緊急対応可能な事務所を確保しなければならない。

事業者は、義務事業の対象となる現場の安全管理を確保するため、安全衛生管理者を配置しなければならない。

事業者は、必要に応じて協力企業に義務事業の一部を請け負わせることができる。ただし、当該義務事業に必要な資格を有する構成員の監理の下で行う場合に限るものとする。

4.1.2 問い合わせ窓口

事業者は、原則として年末年始及び祝日を除く平日に調査及び工事を実施するものとし、実施時間においては、義務事業に係る問い合わせ窓口を設置し、住民対応を行うものとする。

4.1.3 管理・運営の方法

事業者は、常に調査及び工事の安全確保及び事故・災害等の対応に努めるとともに、効率的かつ効果的な業務の運営・管理を行うものとする。

事業者は、協力企業に設置の一部を請け負わせる際には、適切な業務管理を行わなければならない。

4.1.4 年度別実施計画

事業者は、事業契約に定める事業期間中において実施する義務事業に関する年度別の実施計画を作成するものとする。

4.1.5 事業対象地区

本事業の対象地区は下表及び【別図2】事業区域図に示すとおりである。

処理分区	対象面積 (ha)	備考
金剛東処理分区	242.7	
加太五軒家処理分区	65.0	
計	307.7	

4.2 污水管更生工事

4.2.1 污水管更生工事の規格

本事業で実施する管更生（污水管が対象）は、「(29)第2期長寿命化計画策定業務（管路施設）」において改築対象となった管渠のうち、更生工法を適用する区間（スパン単位を基本とする。）について、更生工法（自立管とする。）によるも

のとする。なお、更生管は既設管の流下能力を確保するとともに、レベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震性能を有するものとする。

工法の採用に当たっては、公的審査証明機関等の審査証明を得た工法とし、構築方法に係わらず市の「下水道工事共通仕様書」第3章第8節管更生工並びに「管渠更生工法における設計・施工管理ガイドライン2017年版」で示す「要求性能」に適合する工法とするものとする。

4.2.2 報告書等

事業者は、市の「下水道工事共通仕様書」第3章第8節管更生工で定める提出物に加えて、以下に示す資料をとりまとめた報告書を市に提出する。

- ① 工事箇所・工事内容を示す平面・縦断面図
- ② 更生管の標準断面図
- ③ 数量計算書

4.2.3 管更生工事の対象延長

処理分区	設計区分	管路延長 (m)	前処理箇所数※		
			取付管突出し	木根	モルタル
金剛東 処理分区	φ 250mm	2,471	5	7	9
	φ 300mm	268	0	9	0
	φ 400mm	74	2	1	0
	φ 500mm	58	1	0	0
	φ 600mm	9	0	0	0
加太五軒家 処理分区	φ 250mm	154	0	0	2
	φ 600mm	136	4	0	0
計		3,170	12	17	11

※前処理とは、管更生工事を行う上で支障となる項目について除去する作業。

4.3 ます及び取付け管調査・改修工事

4.3.1 ます及び取付け管調査

事業対象地区のコンクリート製のます及び取付け管の状況について、取付け管調査用テレビカメラを使用して調査し、調査結果、診断結果、改修の判定結果をとりまとめた報告書を作成する。なお、亀裂、接続障害等の異常が確認されたます及び取付け管に関する事後の対応については市と協議するものとする。

4.3.2 報告書等

事業者は、報告書として以下に示す図書を市に提出する。

- ① 調査報告書
- ② 不良箇所写真帳
- ③ 動画等収録DVD
- ④ その他、市が指示するもの

4.3.3 ます及び取付け管の改修工事

市との協議により改修が必要とされたます及び取付け管について改修工事を実施するものである。

実施する改修工事の規格は市の「下水道施設標準図」によるものとし、その施工に関しては市の「下水道工事共通仕様書」第3章第5節管布設工3.5.10 取付け管工によるものとする。

<https://www.city.tondabayashi.lg.jp/uploaded/attachment/4361.pdf>

<https://www.city.tondabayashi.lg.jp/uploaded/attachment/53203.pdf>

4.3.4 ます及び取付け管調査対象箇所

処理分区	箇所数（箇所）	備考
金剛東処理分区	2,900	
加太五軒家処理分区	570	
計	3,470	

※コンクリート製のます及び取付け管を対象とする。

4.4 マンホール調査並びに蓋取替工事

4.4.1 マンホール調査

改築対象となる更生工法を適用する路線にあるマンホール及びマンホール蓋の取り替えを行うマンホールの状況について目視調査を行い、調査結果、診断結果、改修の判定をとりまとめた報告書を作成するものとする。

4.4.2 報告書等

事業者は、報告書として以下に示す図書を市に提出する。

- ① 調査報告書
- ② 不良箇所写真帳
- ③ その他、市が指示するもの

4.4.3 マンホール蓋取替改修工事

マンホール蓋取替えは、「(29)第2期長寿命化計画策定業務（管路施設）」において改築対象となったマンホール蓋を対象に、改修工事を実施するものである。

実施する改修工事の規格は市の「下水道施設標準図」によるものとし、その施工に関しては市の「富田林市下水道工事共通仕様書」第3章第5節管布設工の該当項によるものとする。なお、機械施工によるマンホール蓋取替工法については、公的審査証明機関等の審査証明を得た工法であれば採用することは可能とする。

<https://www.city.tondabayashi.lg.jp/uploaded/attachment/4365.pdf>

<https://www.city.tondabayashi.lg.jp/uploaded/attachment/4367.pdf>

4.4.4 マンホール蓋取替の対象箇所

処理分区	箇所数(箇所)	備考
金剛東処理分区	612	
加太五軒家処理分区	244	
計	856	

4.5 排水設備誤接続調査

4.5.1 排水設備誤接続調査

事業対象地区全域の排水設備について、汚水・雨水系統が正しく接続されているかを調査し、調査結果、誤接続の判定結果をとりまとめた報告書を作成するものとする。

4.5.2 調査方法

調査方法は、送煙試験、音響試験、染料試験のいずれかまたは組合せで実施するが、事業者の提案により、公的審査証明機関等の審査証明を得て同等以上の結果が得られる調査方法であれば、市と協議したうえで採用することは可能とする。

(1) 送煙試験

送煙試験は、誤接続が予想される箇所に発煙筒を設置し、ますや雨樋の昇煙の有無によって誤接続を判断する。

(2) 音響試験

音響試験は、糸電話と同じ原理で上下流の音を聞くことにより、宅地内排水管路系統及び下水道本管経路とその取付け管経路を確認するものであり、調査方法はハンマーによる打撃音、音波により確認する。

(3) 染料試験

染料試験は、下水道本管、取付け管、宅地内排水設備に処理場等に無害な蛍光染料希釈液水を対象管路の上流より流し、流下経路、漏出箇所、到達時間等を確認する方法で、送煙試験、音響試験の補助調査である。

4.5.3 報告書等

事業者は、報告書として以下に示す図書を市に提出する。

- ① 調査報告書
- ② 不良箇所写真帳
- ③ その他、市が指示するもの

4.5.4 排水設備誤接続調査の対象箇所

処理分区	箇所数 (箇所)	備考
金剛東処理分区	3,927	
加太五軒家処理分区	1,030	
計	4,957	

※コストについては、調査を辞退されるケースを考慮し全数 4,957 箇所の 7 割程度 3,500 箇所を計上。

4.6 工事等の品質確保

4.6.1 事業者の行う自主検査

事業者は、市の「下水道工事共通仕様書」第 3 章第 8 節管更生工に定める施工管理、品質管理及び自主検査を行い、指定する図書を市に提出するものとする。

4.6.2 市の行う完了検査

事業者は、義務事業で実施した調査、工事のうち、当該年度の交付金対象部分について、必要な書類を添えて市に完了検査の実施を要請するものとする。

市は、完了検査の要請を受けた調査、工事のうち、当該年度の交付金対象部分について検査を実施し、その結果を遅滞なく事業者に通知するものとする。

完了検査における施工の不良、書類の不備等の指摘に対して、事業者は自らの負担により遅滞なく是正措置を講じ、再度完了検査の実施を要請し、市の再検査を受けるものとする。

なお、市の検査等に伴う必要な費用は、本書に明記のないものであっても原則として事業者が負担するものとする。

4.7 管渠、ます及び取付け管の管理権

事業者が設置した更生管、ます及び取付け管（以下「構築物」という。）は、工事の完成後、速やかに使用に供されるものであり、使用の開始とともに事業者から市へ管理権の移転が行なわれるものとする。

4.8 構築物の所有権

構築物の所有権移転は次のとおりとする。

4.8.1 所有権移転の時期

所有権は構築物の引渡しをもって市に移転するものとし、その時期は原則として毎年度末とする。但し引渡しは各年度の交付金対象事業の範囲内とする。

4.8.2 構築物設置完了報告

事業者は、市へ引き渡しを予定する構築物について、報告書及び市の「下水道工事標準仕様書」に示す図書を提出するものとする。

4.8.3 引渡し

事業者は、報告書とともに引渡し書を提出し、市はこれを買取るものとする。

5 付帯事業に関する事項

5.1 付帯事業の位置付け

付帯事業は、不明水対策の効果に直結するものであり、義務事業と同時に実施することにより、より大きな効果を期待する事業である。

5.2 付帯事業の実施体制等

5.2.1 付帯事業の実施体制

事業者は、付帯事業の実施に当たって、排水設備工事責任技術者を配置するとともに、住民等からの問い合わせに迅速に対応しなければならない。

事業者は、必要に応じて協力企業に付帯事業を請け負わせることができる。ただし、当該協力企業は富田林市排水設備工事指定業者に限るものとする。

なお、事業者は他の企業等が付帯工事に類似する業務を行うことを排除してはならない。

5.2.2 問い合わせ窓口

事業者は、原則として年末年始及び祝日を除く平日に調査及び工事を実施するものとし、誤接続解消工事等に関する住民等からの問い合わせに対応するための窓口を設置するものとする。

5.2.3 事業対象

義務事業の排水設備誤接続調査において誤接続が確認された排水設備とする。

5.2.4 排水設備誤接続解消に関する手順

(ア) 事業者は、排水設備工事確認申請書に則って誤接続解消に係る確認申請を市に対して行うものとする。

(イ) 事業者は、市による確認後に、誤接続解消に着手する。

(ウ) 誤接続解消工事完了後、速やか完了届を提出し、市の検査を受けるものとする。

5.2.5 不明水対策の効果測定

事業において、不明水対策の効果を確認するための定量的に測定できる調査方法（流量調査等：新技術による流量推計調査可能）を選定し、本事業開始直後と終了前に実施し、その結果を市に報告すること。

5.3 住民対応

事業者は、少なくとも以下の事項について誠意ある対応を行い、住民満足度の向上に努めなければならない。

- ① 付帯事業における事業説明に関する事項
- ② 工事期間中の住民への制約事項
- ③ 敷地等への立入や家屋、土地その他器物の改変に関する事項

④ 誤接続解消工事費用負担に関する事項

⑤ 質問、意見、苦情等に関する事項

なお事業者は、誤接続解消工事の完成後に、設置義務者に対する聞き取り調査を実施する等、住民意識の把握に努め、業務改善に活用するものとする。

6 業務実施状況の監視に関する事項

6.1 監視の方法

市は、必要に応じて現場及び事業者の事務所等において確認を行うとともに、事業者に対して説明を求めることができる。

事業者は、本事業を継続的に実施できる財務状況にあることを明らかにするため、事業者の毎会計年度の終了後3ヶ月以内に、会社法（平成17年法律第86号）第435条第2項に規定された当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるもの。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書（以下、これらをまとめて「計算書類等」という。）を会社法に定める監査役による監査を受けた上で、市に提出しなければならない。なお、事業者から提出された計算書類及び事業報告については、市が必要と認めるときは、これを公表する場合がある。

事業者は、事業執行過程で知り得た個人情報の取扱について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び富田林市個人情報保護条例（平成13年条例第8号）を遵守する他、自ら個人情報の取扱規程を定めなければならない。

6.2 監視結果の評価

市は、事業者が本事業に係る業務を適正に実施しているか否かについて、事業者の業務執行体制、年度毎に事業者から提出される実施スケジュールの履行状況及び事業収支等の財務状況並びに設置及び保守管理に関して、事業契約書及び業務要求水準書等に示す要求水準を満たしているかどうか監視を行いその結果を評価する。市が必要と認めるときは監視の結果を公表する場合がある。

評価の結果、事業者の提供するサービスが事業契約に定める市の業務要求水準を満足していないと認められた場合、市は事業者に対して修復勧告を行い、修復策の報告と実施を求めることとする。

7 その他の事項

7.1 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わないときは、事業契約に規定する契約変更、解除等の具体的措置に従うものとする。また、事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

7.2 事業の継続が困難となった場合における措置

契約の解除に伴う損害賠償金額、清算の考え方については、事業の継続が困難となった事由に応じて概ね以下のとおりとし、詳細については事業契約において規定する。

7.2.1 市の契約解除権

市は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業契約を解除することができるものとする。

- ① 市が、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、正当な理由なく、契約上の業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- ② 契約上の業務について業務要求水準書に従った義務の履行を行わない場合であって、別に定めるところにより市がこの契約を解除する権利を取得するに至ったとき。
- ③ 破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の手続の開始その他これらに類似する破産手続の開始の申立てを取締役会において決議したとき又は第三者の申立てによって当該手続が開始されたとき。
- ④ 事業契約の後に、事業者の構成員が入札説明書等に示す入札参加者の参加資格要件を満たさなくなった際に、市が事業者及び構成員（代表企業）に対して一定の期限を定めて対応を催告し、この期限を経過しても改善されないとき。
- ⑤ この事業の遂行を放棄し、当該状態が一定期間以上継続したとき。
- ⑥ 前各号に掲げる場合のほか、市が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、契約上の義務に違反し、かつ、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

7.2.2 事業者の解除権

事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業契約を解除することができるものとする。

- ① 市が契約上のサービス購入料の支払を遅延し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該義務を履行しないとき。

- ② 事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、市が契約上の義務に違反し、かつ、その違反により契約の履行が困難となったとき。

7.2.3 当事者の責めに帰すことのできない事由

不可抗力等、市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議するものとし、一定の期間内に協議が整わないときは、事業契約を解除する旨を事前に書面にて相手方に通知することにより、市及び事業者は事業契約を解除できる。

7.3 支払手続き

7.3.1 義務事業に係る対価の支払

義務事業における対価は、交付金相当分のサービス購入料（A-1）、及び市負担分のサービス購入料（A-2）から構成され、それぞれの対価の支払い概要は以下のとおりである。詳細については【別紙3】「サービス購入料の考え方」によるものとする。

交付金相当分のサービス購入料（A-1）の支払い

事業者が単年度実施計画に基づき実施した、ます及び取付け管調査、建設、マンホール蓋取替工事及び誤接続調査を実施した当該年度の出来高に応じた額の交付金相当分（交付金対象となる出来高の50%）を市はPFI事業者に支払う。

市負担分のサービス購入料（A-2）の支払い

事業者が単年度実施計画に基づき実施した、ます及び取付け管調査、建設、マンホール蓋取替工事及び誤接続調査を実施した当該年度の出来高に応じた額の市負担分（交付金対象となる出来高の50%及び市単独事業の出来高）の内、市は市の当年度支払い限度までの額をPFI事業者に支払う。

- ・ 各会計年度の支払限度は落札価格（税抜き）を事業期間で月割りし、各会計年度の月数を乗じた額に消費税を加算した額とする。
- ・ 各年度において市の支払限度額を超過した部分については、翌年度以降へ繰り越すものとする。
- ・ 本事業終了時に、PFI事業者の出来高に応じた市費負担分のサービス購入料全額から既にPFI事業者へ支払った市費負担分のサービス購入料を減じた残額が支払われるものとする。

なお、市が必要と認める場合は当該年度の市支払い限度額を超えて市費負担分を支払うことがある。

【別紙1】市と事業者（SPC）のリスク分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	備考	負担者	
				市	PFI事業者
共通	不可抗力	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落雷、地滑り、落盤、火災その他の自然災害、又は騒擾、騒乱、暴動、戦争、テロその他の人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のものであって、市及びPFI事業者のいずれの責めにも帰すことのできないもの	天災については、PFI事業者が管理できないリスクであることから、市の負担とする。 ※事業期間中に発生した不可抗力による追加費用及び損害額については、累計で施工業務費の1%相当額に至るまではPFI事業者がこれを負担し、1%を超える額については市が負担する。	○	△
		PFI事業者が付保した保険で対応可能な範囲	保険により対応が可能な範囲は、PFI事業者が負担する。		○
		PFI事業者の責により被害が拡大した場合	災害による被害の原因がPFI事業者の不備である場合は、要因の発生元がPFI事業者であるため、その相当額をPFI事業者が負担する。		○
	法令変更	本事業に直接関係する法令等の変更	直接関係する法令変更についてはPFI事業者が管理できないリスクであることから、原則として市が負担する。	○	
		本事業のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更	法令変更の影響が広範に及ぶものについては、法令変更の対象者が広く一般的であり、PFI事業者もその効果を受忍すべきであることから、PFI事業者が負担する		○
		資本的収支	法令等変更により、改築費の増額や本事業開始以降の新たな設備の導入等が生じ、PFI事業者の費用に影響があるものについての変更等 ※国庫補助率の変更等を想定	○	

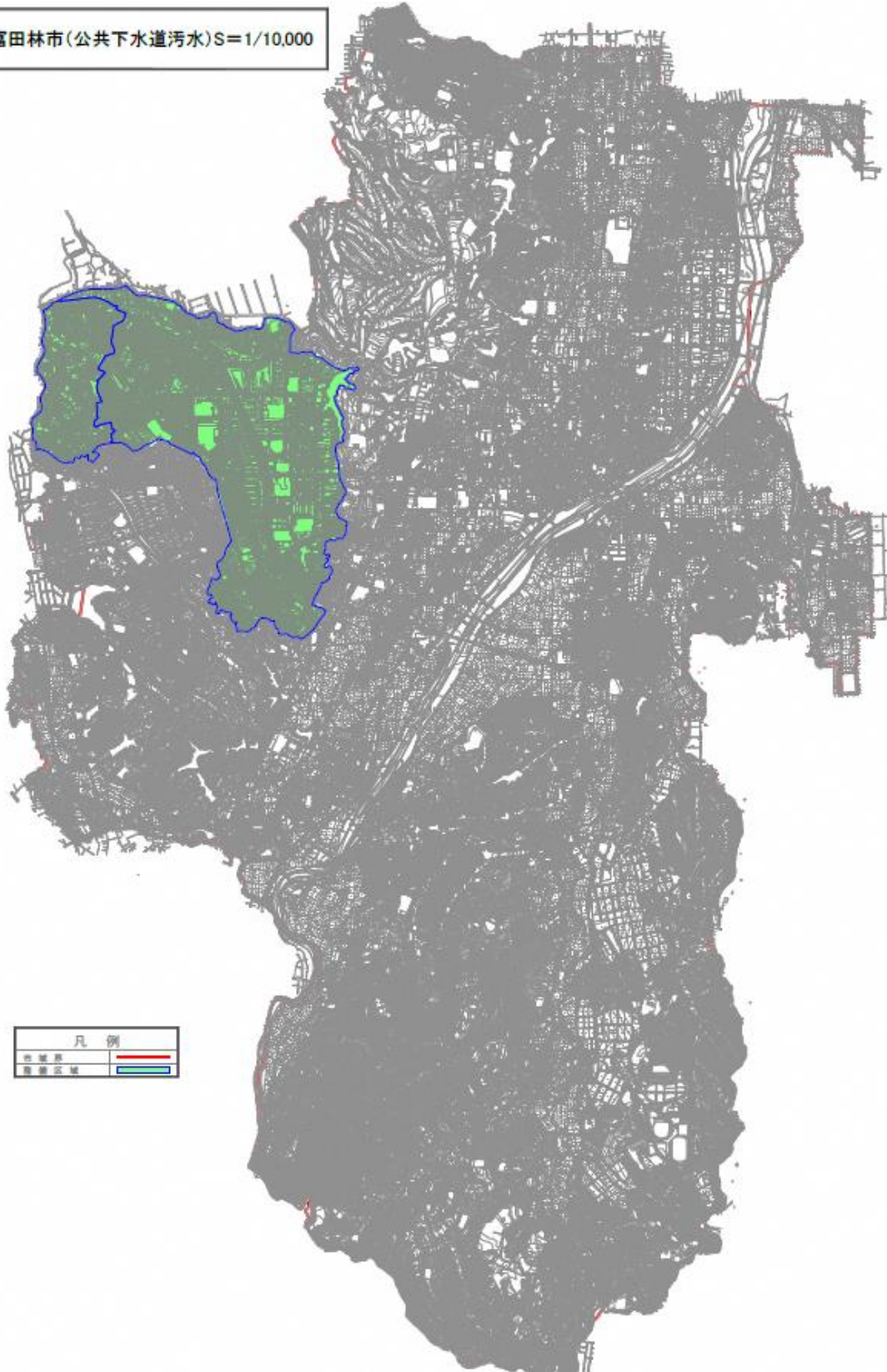
段階	リスクの種類	リスクの内容	備考	負担者	
				市	PFI事業者
共通	税制変更	消費税	消費税及び地方消費税に係る税率の変更により影響の受ける、サービス購入料及び改築費	○	
		本事業に直接関係する税制等の変更	直接関係する税制変更についてはPFI事業者が管理できないリスクであることから、原則として市が負担する。	○	
		本事業のみではなく、広く一般的に適用される税制等の変更	税制変更の影響が広範に及ぶものについては、税制変更の対象者が広く一般的であり、PFI事業者もその効果を受忍すべきであることから、PFI事業者が負担する		○
	許認可	事業実施のために必要な許認可の取得	許認可の内容及び事由により、市若しくはPFI事業者がリスクを負うこととなる。 ※業務要求水準書で定める認可等の取得の遅延等により発生したリスクは、PFI事業者が負担する。	○	○
	物価変動	物価変動による改築費の増加	急激な物価変動により改築費等の改定の必要性が生じた場合は市が負担し、そうでない場合はPFI事業者が負担する。具体的には、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル」に従うものとする。	△	○
	住民対応	本事業の実施自体に対する住民の要望や訴訟等による事業期間変更、中断、延期及び施設の物理的破損等	本事業の実施については下水道管理者である市が対応すべきものであるため、当該リスクは市が負担する。	○	
		PFI事業者が行う業務に対する住民の要望や訴訟等による事業期間変更、中断、延期及び施設の物理的破損等	業務遂行の当事者はPFI事業者であるため、PFI事業者が負担する。 ※PFI事業者では解決が困難な要望等の対応に関し、PFI事業者からの要請があった場合は、市は住民説明等に協力する。	△	○

段階	リスクの種類	リスクの内容	備考	負担者	
				市	PFI事業者
共通	第三者賠償	市の過失によって第三者の身体財産に損害を及ぼす通常的不法行為	要因の発生元が市であるため、市が負担する。	○	
		PFI事業者の業務遂行上の過失によって第三者の身体財産に損害を及ぼす通常的不法行為	当事者はPFI事業者であるため、PFI事業者がリスクを負担する。		○
	資金調達	資金調達の失敗により、費用増となる場合	当事者はPFI事業者であるため、PFI事業者がリスクを負担する。		○
	交付金受領	市の過失により、必要な交付金が受領できない場合	関係機関への申請忘れ等、市の業務範囲においての不備が原因である場合は市が負担する。	○	
		PFI事業者の過失により、必要な交付金が受領できない場合	PFI事業者が提供した資料に不備があった等、PFI事業者の業務範囲においての不備が原因である場合はPFI事業者が負担する。		○
	計画・要求水準変更	事業内容、用途の変更等市側の事由により計画・要求水準が変わる場合	市側の事由が原因のため、市がリスクを負担する。	○	
		PFI事業者が立案した計画(時期・内容)等に起因して問題が生じた場合	当事者はPFI事業者であるため、PFI事業者がリスクを負担する。		○
	事業の中止・遅延(不可抗力除く)	市の要因(市の債務不履行など)に基づく事業の中止・遅延	要因の発生元が市であるため、市が負担する。	○	
		PFI事業者の要因(PFI事業者の債務不履行など)に基づく事業の中止・遅延	業務遂行の当事者はPFI事業者であるため、PFI事業者が負担する。		○

段階	リスクの種類	リスクの内容	備考	負担者	
				市	PFI事業者
整備	調査	市が実施した測量・調査結果に責がある場合	測量・調査の当事者は市であるため、市がリスクを負担する。	○	
		上記以外の測量・調査結果に責がある場合	当事者はPFI事業者であるため、PFI事業者がリスクを負担する。		○
	設計	市の指示や変更により、遅延・設計費増となる場合	要因の発生元である市がリスクを負担する。	○	
		PFI事業者の提案内容、指示、判断の不備により遅延、費用増となる場合	当事者はPFI事業者であるため、PFI事業者がリスクを負担する。		○
	施工	市の指示や変更により遅延、工事費増となる場合	要因の発生元である市がリスクを負担する。	○	
		PFI事業者側の要因により遅延、工事費増となる場合	当事者はPFI事業者であるため、PFI事業者がリスクを負担する。		○
	施設の瑕疵	本事業にて改築した施設の瑕疵担保責任	本事業にて改築する施設の設計責任者、施工責任者はPFI事業者となる。そのため、当事者であるPFI事業者がリスクを負担する。 ※PFI事業者が管渠、ます及び取付け管を設置し市がその施工検査を実施した後から、PFI事業者が市へ引渡すまでの期間については、施工不良等PFI事業者の責による場合を除き、不具合等による復旧・補修費用は市が負担する。		○

【別紙2】事業区域図

富田林市(公共下水道汚水)S=1/10,000



【別紙3】サービス購入料の考え方

1 サービス購入料の構成

本事業において市がPFI事業者に支払うサービス購入料の構成は、次のとおりである。

(1) 建設業務に係る契約金額

分類	各対価の内容	対象となる業務及び経費
サービス購入料 A-1	当該年度に調査、建設等の対象業務がなされた出来高に応じた額の内、交付金相当分（交付金対象となる出来高の50%）を支払う。	調査、建設、誤接続調査及び経費 (ア)汚水管更生工事業務 (イ)ます及び取付け管調査・改修工事業務 (ウ)マンホール調査並びに蓋取替工事業務
サービス購入料 A-2	当該年度に調査、建設等の対象業務がなされた出来高に応じた額の内、市費負担分（交付金対象となる出来高の50%及び市単独事業の出来高）を当該年度の市支払い限度額まで支払う。支払限度額を超過する分については翌年度以降に繰り越す。	(エ)排水設備誤接続調査業務 (オ)特別目的会社経費 (カ)保険料 (キ)消費税及び地方消費税 等

2 サービス購入料の支払方法等

市は、以下の支払方法によりサービス購入料をPFI事業者を支払う。

(1) サービス購入料 A-1 の支払い

【支払方法】 ます及び取付け管調査、建設、マンホール蓋取替工事及び誤接続調査等の業務（以下「対象業務」という。）についてPFI事業者が当該年度に実施した出来高に応じた額の内、交付金相当分（交付金対象となる出来高の50%）を市はPFI事業者へ当該年度に支払う。

(2) サービス購入料 A-2 の支払い

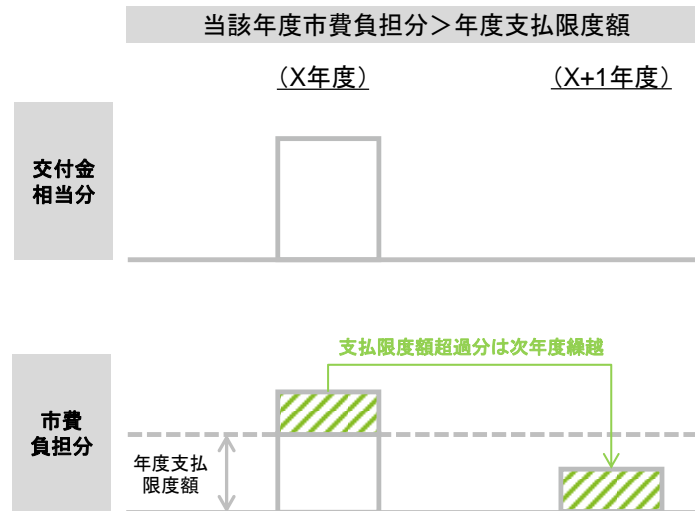
【支払方法】対象業務についてPFI事業者が当該年度に実施した出来高に応じた額の内、交付金対象となる出来高の50%及び市単独事業の出来高（以下「市費負担分」という）を当該年度の市支払い限度額まで支払う。支払限度額を超過する分については次年度以降に繰り越す。なお、市が必要と認める場合は当該年度の市支払い限度額を超えて市費負担分を支払うことがある。また、事業最終年度においては、当該年度支払限度額に関わらず、前年度からの繰越がある場合は当該繰越額及び当該年度の市費負担分の全

額を支払うものとする。支払方法の詳細については、後段に示す。

ア. 前年度繰越額がない場合

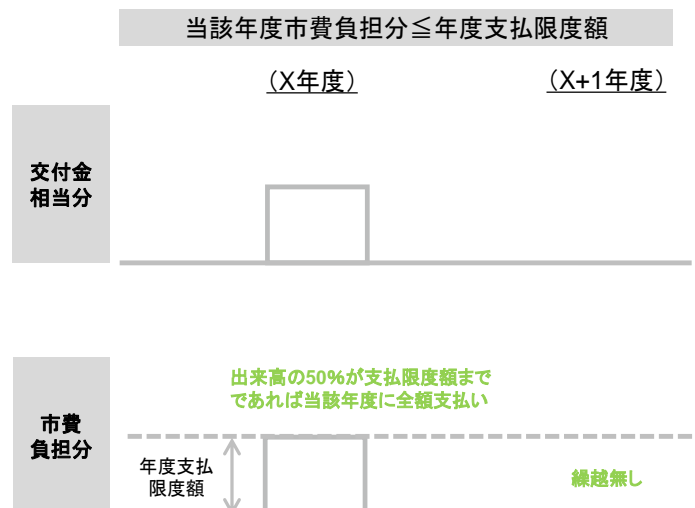
A) 当該年度市費負担分が年度支払限度額を超過する場合

当該年度におけるサービス購入料 A-2 の支払いは、年度支払限度額となる。年度支払い限度額を超過した分は次年度へ繰越され、支払いは次年度以降となる。



B) 当該年度市費負担分が年度支払限度額以下の場合

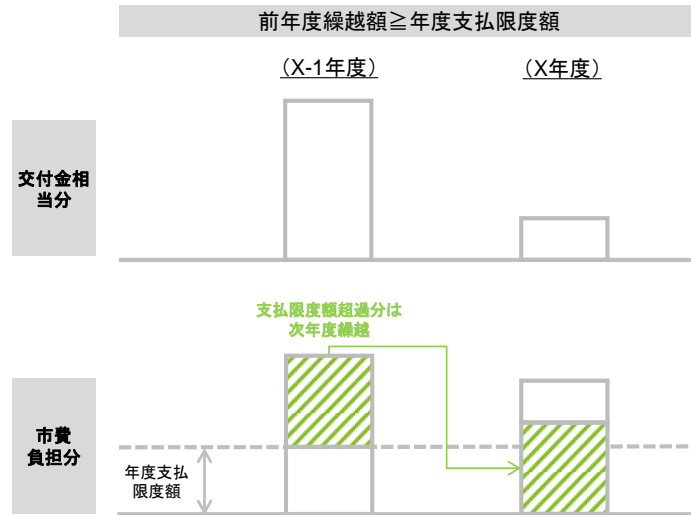
当該年度におけるサービス購入料 A-2 の支払いは、当該年度市費負担分となる。



イ. 前年度繰越額がある場合

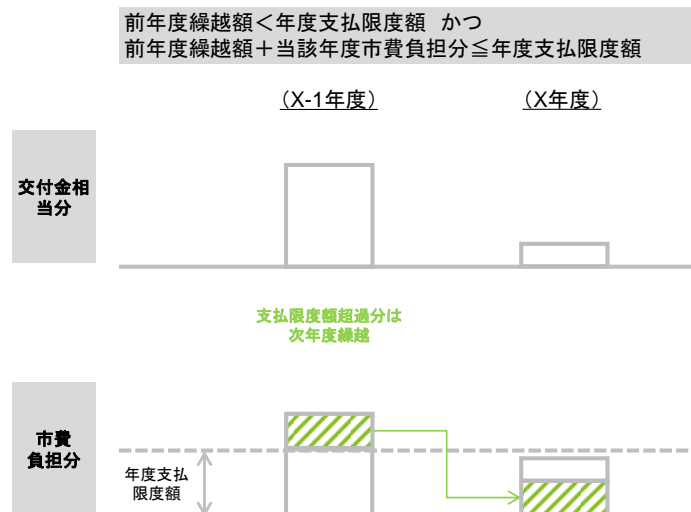
A) 前年度繰越額が年度支払限度額を超過する場合

当該年度におけるサービス購入料 A-2 の支払いは、年度支払限度額となり、前年度繰越額を優先して支払う。年度支払限度額を超過した分、即ち $\{(\text{前年度繰越額} - \text{年度支払限度額}) + \text{当該年度市費負担分}\}$ は次年度へ繰越され、支払いは次年度以降となる。



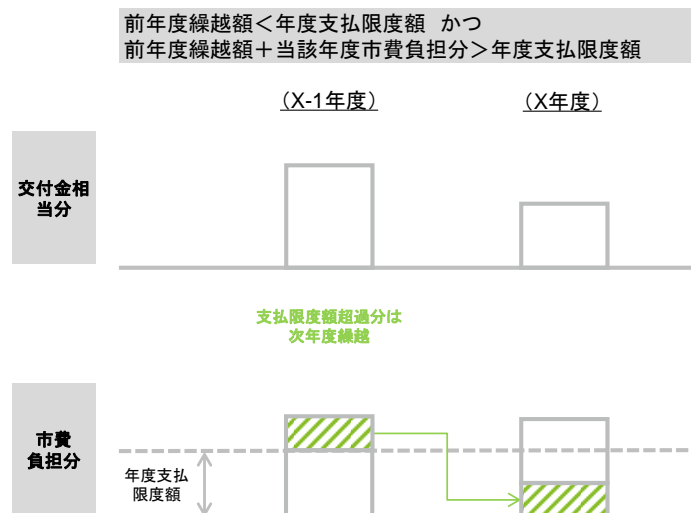
B) 前年度繰越額が年度支払限度額未満であり、かつ前年度繰越額と当該年度市費負担分を合計したものが年度支払限度額以下である場合

当該年度におけるサービス購入料 A-2 の支払いは、前年度繰越額と当該年度市費負担分を合計したものとなる。



- C) 前年度繰越額が年度支払限度額未満であり、かつ前年度繰越額と当該年度市費負担分を合計したものが年度支払限度額を超過する場合

当該年度のサービス購入料 A-2 の支払いは、年度支払限度額となり、前年度繰越額を優先して支払う。年度支払限度額を超過した分、即ち { 当該年度市費負担分 - (年度支払限度額 - 前年度繰越額) } は次年度へ繰越され、支払いは次年度以降となる。



(3) サービス購入料の支払い手続き

- ア. 市は、市による当該出来高に係る検査の結果を PFI 事業者に通知する。
- イ. PFI 事業者は、検査に合格したときは、当該事業年度の 3 月末日までに、サービス購入料 A-1 については、出来高に対するサービス購入料 A-1 の全額の請求書を市に対して送付すること。同様にサービス購入料 A-2 については、前年度繰越分がある場合はその繰越額及び出来高に対するサービス購入料 A-2 を記載した金額（但し、年度支払限度額を超過した分は次年度以降繰越とすること）の請求書を市に対して送付すること。
- ウ. 市は、検査合格時には、適正な請求書を受理した日から 40 日以内に支払うものとする。

5 サービス購入料の改定

(1) 物価変動に伴うサービス購入料の改定

サービス購入料について、以下のように改定を行う。

- ア. 市及び PFI 事業者は、本契約締結の日から 12 ヶ月を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動によりサービス購入料が不相当となったと認めたときは、相手方に対してサービス購入料の変更を請求することができる。市又は PFI 事業者は、相手方から請求があったときは、サービス購入料の変更に応じなければならない。
- イ. サービス購入料の改定方法は、変動前施設整備費等(③アの基準日における出来高の額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後施設整備費等(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前施設整備費等に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前施設整備費等の 1,000 分の 15 を超える額(以下、「スライド額」という。)について、サービス購入料に加減し、これに基づきサービス購入料の改定額を定めるものとする。
- ウ. サービス購入料の改定手続きは、次に示すとおりとする。
 - A) ア ①の規定に基づく請求のあった日を基準日とする。
 - B) イ スライド額については、入札日と基準日との間の物価指数等に基づき、スライド額及びサービス購入料の改定額について、市と PFI 事業者で協議して定める。ただし、協議の開始日から 14 日以内に当該協議が成立しない場合には、市は、スライド額及びサービス購入料の改定額を定め、PFI 事業者に通知する。
- エ. 上述の①の規定による請求は、本条項の規定によりサービス購入料の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、上述の①において「本契約締結の日」とあるのは、「直前の本規定に基づくサービス購入料変更の基準日」と読み替えるものとする。
- オ. 特別な要因により工期内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動を生じ、サービス購入料が不相当となったと認められるときは、市又は PFI 事業者は、前各項の規定によるほか、サービス購入料の変更を請求することができる。
- カ. 予期することのできない特別な事情により、建設業務期間内に国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、サービス購入料が著しく不相当となったときは、市又は PFI 事業者は、前各項の規定にかかわらず、サービス購入料の変更を請求することができる。
- キ. ⑦ 上述の⑤又は⑥の規定による請求があった場合における改定方法、改定手続きは、上述の②及び③に準ずるものとするが、変動前施設整備費等の算定方法については、市が PFI 事業者の意見を聴いて定め、PFI 事業者に通知するものとする。

(2) 消費税及び地方消費税の改正による改定

消費税及び地方消費税の改定については、法令の定めるところにより処理する。

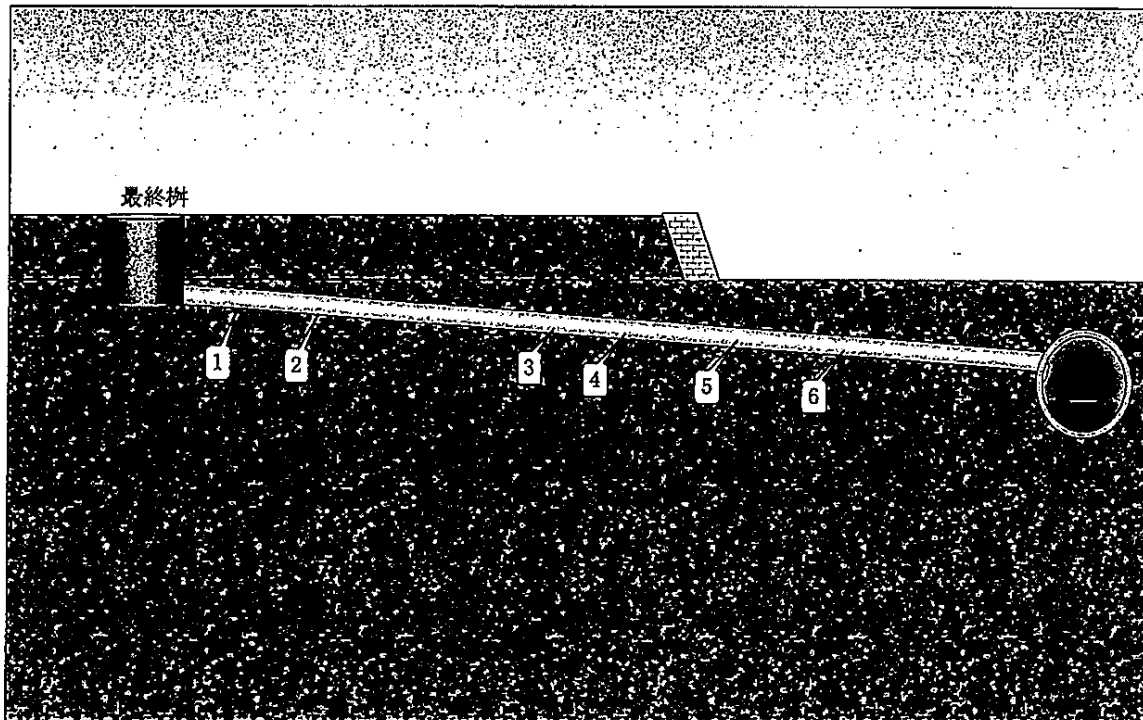
【別紙4】ます取付け管調査報告書式

TV調査記録表（取付管用）

No.

居住者名				作業場所			
管径	管種	調査距離	最終樹深	DVDNo.			
			最終樹径	チャプターNo.			

整理番号	ジョイントNo.	内容	ランク	内容	ランク	内容	ランク	距離	適用
	0	管口							
1	1	管種変更		ずれ	C				
2	2~3	クラック	C	浸入水	C				
3	3~4	クラック	C	浸入水	C				
4	3~4	クラック	C	浸入水	C				
5	4~5	クラック	B	浸入水	C				
6	5	曲がり	C	ずれ	B				
	6	管口							
備考									



【別紙5】マンホール調査報告書式

業務名:

記入例

会社名: _____
 ブロック: _____

マンホール調査表(1/2)

調査日: _____
 調査班: _____

マンホール設置状況: 正常 開閉不能 オーバーレイ 不明 撤去

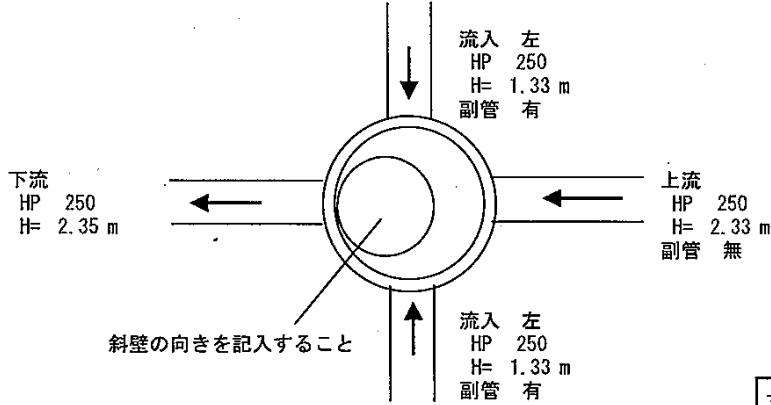
マンホール番号		246220-051	マンホール蓋型式		φ600mm車道用マンホール鉄蓋 【3】			
メーカー名		〇〇〇(株)	材質		FCD(700)	構造		勾配受け
製造年		不明	リブ形状		井桁状	接続方式		外蝶番
設置場所		車道 : 片側1車線以下	住所					
影響調査項目	内容			判定			判定	
	()内は数値記入			車道	歩道			
強度低下	破 損	破損クラック等	有	○	A	○	A	E
		クラック	破損クラック等	無	●	E	○	
	腐 食	全面	限度見本と同等以上に腐食しているもの	●	A	○	A	D
		腐食	形状が維持されているもの	○	D	○	D	
蓋裏		全面腐食まで至っていないもの	○	E	○	E		
摩 耗				交差部	その他			
	模様	模様高さ1mm未満	(mm)	○	A	○	A	E
		1mm≦模様高さ<3mm	(mm)	○	C	○	D	
模様高さ3mm以上		(3.5 mm)	●	E	○	E		
ガタツキ発生 (飛散、騒音)	ガタツキ	大きくガタツキ音を発するもの		○	A	○	B	E
		小さくガタツキ音を発するもの		○	B	○	D	
		受枠ごとガタついているもの		○	B	○	D	
		ガタついていないもの		●	E	○	E	
	食込み力	食込み力がないもの		○	A	○	D	E
		食込み力が小さいもの		○	D	○	D	
食込み力が良好なもの		●	E	○	E			
盗難、飛散	蓋 - 枠 接続部状況	機能を果たしていないもの		○	A	○	B	E
		軽微な異状があるもの		○	B	○	E	
		機能を果たしているもの		●	E	○	E	
強度低下	枠 - 躯体 蓋枠ズレ	蓋枠が10cm以上ズレているもの		○	A	○	B	E
		蓋枠が10cm未満ズレているもの		○	B	○	E	
		ズレしていないもの		●	E	○	E	
総合判定 (蓋)	対応の緊急度		点 検		正 常		総合判定	
	A	B	C	D	E			
	緊急対応	計画的蓋替	再点検必要 [2年以内]	再点検必要 [5年以内]	現時点では特に 問題はない			
躯体(斜壁、直壁・調整部)の状況			緊急対応	○	A	○	A	B
			計画的対応	●	B	○	B	
			異常なし	○	E	○	E	
周囲(舗装)の状況			緊急対応	○	A	○	A	E
			計画的対応	○	B	○	B	
			異常なし	●	E	○	E	
その他 特記事項	調整部破損 直壁部腐食 足掛金物腐食							
躯体の異常は詳細に記入								

記入例

マンホール 調査表 (2/2)

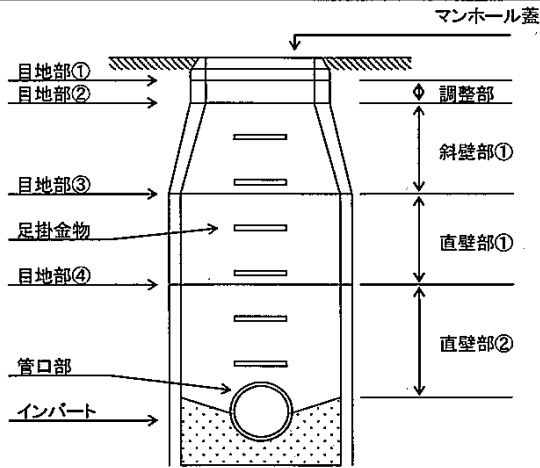
マンホール番号	J 269232 001	マンホール種別	1号マンホール
測定内容			

平面図



マンホール取付個数
HP 150 2箇所

断面図



調査内容

部 位	状 況				
目 地 部 ①	<input type="checkbox"/> 破損	<input type="checkbox"/> 木根侵入	<input type="checkbox"/> 浸入水	<input type="checkbox"/> ズレ	<input type="checkbox"/> その他 ()
目 地 部 ②	<input type="checkbox"/> 破損	<input type="checkbox"/> 木根侵入	<input type="checkbox"/> 浸入水	<input type="checkbox"/> ズレ	<input type="checkbox"/> その他 ()
目 地 部 ③	<input type="checkbox"/> 破損	<input type="checkbox"/> 木根侵入	<input type="checkbox"/> 浸入水	<input type="checkbox"/> ズレ	<input type="checkbox"/> その他 ()
目 地 部 ④	<input type="checkbox"/> 破損	<input checked="" type="checkbox"/> 木根侵入	<input type="checkbox"/> 浸入水	<input type="checkbox"/> ズレ	<input type="checkbox"/> その他 ()
斜 壁 部 ①	<input type="checkbox"/> 破損	<input type="checkbox"/> 木根侵入	<input type="checkbox"/> 浸入水	<input type="checkbox"/> その他 ()	
直 壁 部 ①	<input type="checkbox"/> 破損	<input type="checkbox"/> 木根侵入	<input type="checkbox"/> 浸入水	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ()	
直 壁 部 ②	<input type="checkbox"/> 破損	<input type="checkbox"/> 木根侵入	<input type="checkbox"/> 浸入水	<input type="checkbox"/> その他 ()	
インバート部	<input type="checkbox"/> 破損	<input type="checkbox"/> 木根侵入	<input checked="" type="checkbox"/> 浸入水	<input type="checkbox"/> その他 ()	
管 口 部	下 流	<input checked="" type="checkbox"/> 破損	<input type="checkbox"/> 木根侵入	<input type="checkbox"/> 浸入水	<input type="checkbox"/> その他 ()
	上 流	<input type="checkbox"/> 破損	<input type="checkbox"/> 木根侵入	<input type="checkbox"/> 浸入水	<input type="checkbox"/> その他 ()
	流入 右	<input type="checkbox"/> 破損	<input checked="" type="checkbox"/> 木根侵入	<input type="checkbox"/> 浸入水	<input type="checkbox"/> その他 ()
	流入 左	<input checked="" type="checkbox"/> 破損	<input type="checkbox"/> 木根侵入	<input type="checkbox"/> 浸入水	<input type="checkbox"/> その他 ()
足 掛 金 物	<input type="checkbox"/> 破損	<input checked="" type="checkbox"/> 腐食	<input type="checkbox"/> その他 ()		3 個
備 考 (浮流式可否)					
流 水 状 況	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> その他 ()		
管 内 土 砂 堆 積 状 況	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> その他 ()		
有 毒 ガ ス 等 発 生 状 況	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> その他 ()		

【別紙6】排水設備誤接続調査報告書式

報告様式見本

宅内排水設備調査報告書

宅地番号	26	居住者名	田中	所在地	稲風台1-8-3										
集水面積		4.00 m ²		方位 4 ↑											
推定雨水浸入水量		0.004 m ³ /mm													
誤接	逆誤接	地表水流入	構造不良												
No.4 雨樋→汚水樹			No.1 蓋破損 No.2 穴あき蓋 No.3 インバート無												
凡例	設備	トイレ	風呂	洗面	台所	外流し (屋根有)	外流し (屋根無)	洗濯機	浄化槽	汲取り	雨樋	雨樋 (たれ流し)	床排水	温水器	掃除口
	樹	汚水樹 (インバート無)	汚水樹 (穴あき蓋)	汚水樹 (インバート無, 穴あき蓋)	汚水樹 (穴あき蓋)	最終樹	不明樹	雨水樹	ゲリストラップ	誤接集水	玄関	ポンプ			
	配管	宅内側溝	側溝	汚水管	雨水管	誤接管	逆誤接管	境界線	公私境界	隣地境界					